

【第 1 問】

A さん（42 歳）は、X 株式会社を 2018 年 12 月末日に退職後、個人事業主として独立した。独立して 4 年が経過した現在、収入は安定している。

A さんは、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことのできる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、A さんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーの M さんに相談することにした。

＜A さんとその家族に関する資料＞

（1） A さん（42 歳、個人事業主）

- ・ 1980 年 12 月 12 日生まれ
- ・ 公的年金加入歴： 下図のとおり（60 歳までの見込みを含む）

20歳	22歳	38歳	60歳
学生納付 特例期間 (28月)	厚生年金保険 被保険者期間 (189月) 平均標準報酬額：28万円	国民年金 保険料納付済期間 (263月)	
2003年 4 月		2019年 1 月	

（2） 妻 B さん（42 歳、会社員）

- ・ 1980 年 8 月 8 日生まれ
- ・ 公的年金加入歴： 20 歳から 22 歳の大学生であった期間（32 月）は国民年金の第 1 号被保険者として保険料を納付し、22 歳から現在に至るまでの期間は厚生年金保険に加入している。また、60 歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

（3） 長女 C さん（17 歳、高校生）

- ・ 2005 年 9 月 10 日生まれ

※妻 B さんは、現在および将来においても、A さんと同居し、A さんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 Aさんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2022 年度価額）を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜計算の手順＞

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入） （ ① ） 円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - （1） 報酬比例部分の額（円未満四捨五入） （ ② ） 円
 - （2） 経過的加算額（円未満四捨五入） （ ③ ） 円
 - （3） 基本年金額（上記「（1）＋（2）」の額） □□□円
 - （4） 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - （5） 老齢厚生年金の年金額 （ ④ ） 円

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（4 分の 1 免除月数、4 分の 3 免除月数は省略）

$$777,800\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年 3 月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,621円×被保険者期間の月数

$$- 777,800\text{円} \times \frac{1961\text{年 4 月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝388,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

F P 2 級個人実技 2023 年 1 月

20歳	22歳	38歳	60歳
学生納付 特例期間 (28月)	厚生年金保険 被保険者期間 (189月) 平均標準報酬額：28万円	国民年金 保険料納付済期間 (263月)	
2003年 4 月		2019年 1 月	

基礎年金

学生納付特例期間は追納していないものとする。

$$777,800 \text{ 円} \times \frac{480 \text{ 月} - 28 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 732,428.33 \text{ 円} \rightarrow \textcircled{1} 732,428 \text{ (円)}$$

報酬比例部分

$$28 \text{ 万円} \times \frac{5.481}{1000} \times 189 \text{ 月} = 290,054.52 \text{ 円} \rightarrow \textcircled{2} 290,055 \text{ (円)}$$

経過的加算

$$1,621 \text{ 円} \times 189 \text{ 月} - 777,800 \text{ 円} \times \frac{189 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 110.25 \text{ 円} \rightarrow \textcircled{3} 110 \text{ (円)}$$

加給年金

Aさんは「勤続20年以上」という条件を満たしていないので加給年金はない。

老齢厚生年金の年金額は「基礎年金以外」の合計なので

$$290,055 \text{ 円} + 110 \text{ 円} = \textcircled{4} 290,165 \text{ 円}$$

《問 2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度等の各種取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが希望すれば、66 歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが 75 歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は 84%となります」
- ② 「Aさんは、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。ただし、確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、小規模企業共済制度に加入することができなくなりますのでご注意ください」
- ③ 「2022 年 4 月 1 日から、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。長女 Cさんは、原則として、18 歳に達した日に国民年金の被保険者資格を取得することになります」

○①

×② 確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、小規模企業共済制度にも加入できる。

×③ 国民年金の被保険者資格は 20 歳のまま。

《問 3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金の付加保険料および国民年金基金について説明した。
Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

- I 「Aさんは、所定の手続により、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を 200 月納付し、65 歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額（①）円が上乗せされます」
- II 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1 口目は、保証期間のある（②）年金 A 型と保証期間のない（②）年金 B 型のいずれかを選択します。2 口目以降は、2 種類の（②）年金と 5 種類の□□□年金のなかから選択することができます。
なお、支払った掛金は、その全額を所得税の（③）として総所得金額等から控除することができます」

〈語句群〉

イ. 20,000 ロ. 40,000 ハ. 60,000 ニ. 80,000

ホ. 有期 ヘ. 確定 ト. 終身

チ. 生命保険料控除 リ. 社会保険料控除 ヌ. 小規模企業共済等掛金控除

①ロ ②ト ③リ

- I 「…仮に、Aさんが付加保険料を 200 月納付し、65 歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額（① **ロ. 40,000**）円が上乗せされます」

付加年金給付＝200 月×200 円＝40,000 円

- II 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1 口目は、保証期間のある（②**ト. 終身**）年金 A 型と保証期間のない（②ト. 終身）年金 B 型のいずれかを選択します。…
なお、支払った掛金は、その全額を所得税の（③**リ. 社会保険料控除**）として総所得金額等から控除することができます」